

令和3年2月5日

各務原市内の高齢者福祉サービス事業所・施設等の長 各位

平素より市介護保険行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。
各務原市介護保険課の山村と申します。

年末から1月にかけて、新型コロナウイルス感染症に係る抜き打ち点検等にご協力いただき誠にありがとうございます。この度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を鑑み、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき期間が令和3年3月7日まで延長されたところで、これを踏まえて、再度抜き打ち点検を行うこととなりました。通知文のとおり任意に選定した事業所に対し、事前連絡なしでの臨時的な施設への立入り等により、重点項目を中心とした感染防止対策の取り組み状況を直接確認させていただきます。聞き取りに際しては、感染防止対策に支障が生じないように玄関先等で実施いたします。大変お忙しいところとは存じますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

《各務原市の実施する抜き打ち点検の実施対象施設》

地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護

認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護

有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

※これらの施設等の中から任意で選定を行い、点検を実施いたします。

各務原市健康福祉部介護保険課

施設指導係 山村 彩乃

〒504-8555 各務原市那加桜町1-69

TEL 058-383-1111（内線：2544）

FAX 058-383-6365

E-mail yamamura-ayano@city.kakamigahara.lg.jp
